

諮 問

平成13年7月26日

九頭竜川流域委員会準備会議に対する諮問

平成9年の河川法改正により、河川管理者は河川整備の長期的な計画の基本となるべき事項(河川整備基本方針)と、今後20～30年の具体的な河川整備に関する事項(河川整備計画)をそれぞれ策定することになり、後者は必要に応じて学識経験を有する者の意見を聴くとともに、公聴会等により地域住民の意見を反映する手続きを導入することとなった。

これを受けて、国土交通省近畿地方整備局長(以下、「局長」という。)及び福井県知事(以下、「知事」という。)は、九頭竜川水系の河川整備計画を策定するために、九頭竜川に関し学識経験を有する者から意見を聴くことを目的に「九頭竜川流域委員会(以下、「流域委員会」という。)」を設置することとし、さらに流域委員会の透明性・公平性等を確保するため、第三者による「九頭竜川流域委員会準備会議(以下、「準備会議」という。)」を設置することとした。

ここに準備会議に対し、九頭竜川にふさわしい構成・メンバー等流域委員会のあり方を諮問するものである。